

起業家の負担軽減に向けた
定款認証の見直しに関する検討会
第3回会議 議事録

第1 日 時 令和5年11月28日(火) 自 午前10時00分
至 午前12時10分

第2 場 所 法務省3階302会議室

第3 議 事 ヒアリング
定款認証制度の必要性・抜本的見直しに関する検討事項等について

(次のとおり)

議 事

○佐久間座長 予定した時刻になりましたので、「起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直しに関する検討会」の第3回会議を開会します。本日もご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、神作委員がオンラインでご出席いただいております。

また、本日は、前半の議事にあるヒアリングのため、f r e e e株式会社の、執行役員兼社会インフラ企画部長である木村様及びプロダクトマネージャーである今井様にオンラインでご出席いただいております。また、経済産業省の富原様にも、ご出席いただいております。どうぞよろしく願いいたします。

本日の議事は、大きく分けて2つあり、1つ目は関係者からのヒアリング、2つ目はこれまでの会議の議論を踏まえた意見交換です。

では、早速、ヒアリングを始めます。最初に、f r e e e株式会社の木村様・今井様からお話を頂戴したいと思います。まずお二人から、事業を通じて感じられた会社設立手続きにおける起業家の負担感や、それを踏まえた改善のご提案・ご要望など、10分程度でお話をいただきます。その後、委員から質問させていただきたいと存じます。それでは、木村様・今井様、よろしく願いいたします。

○木村氏 お時間をいただきましてありがとうございます。f r e e e株式会社の木村でございます。まず、実際に当社で会社の登記の支援をするサービスを設計・開発しております今井から、具体的なサービスを提供する中で感じている課題をご説明させていただきたいと思います。では今井さん、お願いします。

○今井氏 f r e e e株式会社の今井と申します。「f r e e e会社設立」というプロダクトを担当しております、実際にユーザーの許可をもらって、公証役場での面談にも参加させていただいております、内部の運用であるとか、定款認証に係る手続きを実際に体験しているところでもございますので、本日はその点についてお話しさせていただければと思っております。

まずは「f r e e e会社設立」のことをご存じない方も多いと思いますので、デモをさせていただきたいと思います。こちらは実際のプロダクトの画面になるのですが、大きく、「入力」、「設立」、「指導」という3ステップに分かれておまして、この「入力」のところで設立に必要な情報を入力していきます。主に定款に自動的に反映される情報になるのですが、商号、社名であるとか、法人の住所、出資金、代表者の情報であるとか、特に定款に影響するところという事業の目的ですね。こういう形でどういう事業をやりますかと選択をすると、事業目的がこういう形で自動的に追加されるようになっていて、ここでユーザーがこの事業目的を編集できるようになっています。それ以外にも出資金の計算であるとか、その他の情報を入力して次のステップに進んでいくと、定款が自動的に作成される形になっております。先ほど入力した内容が自動的にここで全部反映されて記載されると。この辺りはデフォルトのモデル定款と呼ばれるような形になっていて、自動的に全て記載されるような形になっております。その後、専門家に依頼するであるとか、この案内に従って順次手続を進めていけば、登記ができる形になっています。オフラインだけではなくてオンラインで申請できるようにもなっていて、電子申請、マイナポータル、ワンストップサービスと連携をして電子申請もできるようになっており

ます。

実際に私も、公証役場での面談に参加したりですとか、公証役場の方からいろいろとご意見をお伺いしたりしていく中で分かったことが大きく3つございまして、まず1つ目が面談の意義と面談の内容に整合性がないというところがあります。公証役場の面談は、反社チェックであるとか、会社を設立することの責任感の醸成というところがあると思うのですが、そういった内容の面談はほとんどなくて、手続的な形式的な質問であるとか、「ここはこういう文言にしてください」「署名はこの方一名だけにしてください」「この後の手続はこういうものですよ」のように形式的な案内になっていて、プロダクト上でもそういった案内はしているし、ほとんど意味がないような内容になっているというところがございます。

2つ目として、公証役場のオンライン申請の運用です。ここが非常に混乱を来すような運用になっておりまして、まだ電子申請に慣れていないというところがあるとは思いますが、公証役場で独自の運用をしているところが見受けられます。例えば、この間もあったのですが、新宿公証役場で、今は24時間申請とあって、面談をする前に申請を実行するような形になっているのですが、新宿公証役場はその前に1度申請を実行して、それを取り消してから再度申請をしてくれと言ってきていて、ユーザーに非常に混乱を来している事例もあります。また、大阪の岸和田公証役場であったのですが、うちは電子申請に慣れていないから電子申請しないでくれ、オフラインでやってくれと言われるようなことがあって、面談予約を受け付けてくれないという事例もございました。というように、法務局では申請の運用というのはちゃんと統一されているのですが、公証役場側で運用がきちんとできていないので、ユーザーが非常に迷惑を被っているというように発生しています。

3つ目として、一気に通貫でオンライン申請できますよということを謳っているのですが、公証役場の運用のせいでオンライン申請が完結していないのですね。例えば、メールで公証人とオンライン面談の日程調整をしないといけないであるとか、レターパックで必要な書類を送付しないといけない形になっていて、そのリードタイムが発生するので、24時間では終わらない、1週間、2週間かかってしまう状況になっているというところがございます。

3つ目のアジェンダのところ、現行制度についての課題というところなのですが、面談の意義というところで、そもそもモデル定款を使って申請をしている中で、定款内容に関する指摘を受けることはほとんどないのですね。故に既にモデル定款がワークしている証拠になっていて、自分で編集をして定款を作るようなケースがほとんど存在していないということはいえると思います。実は私は、昔起業していたこともあったのですが、起業家としては1日も早くビジネスを立ち上げて進めていきたいという思いがあるので、あまり手続的なところに時間をかけたくないのですね。こんなことをやっている余裕はなくて、責任感の醸成というところは制度上の建前としてあるのですが、私も実際に申請して、公証役場の面談とか定款を作ることを気にしたことはなくて、こんなことに付き合わされる時間はないというところはあります。実際に、私も法人登記をした経験からすると、あまり合っていないな、というようなところはございます。法人登記にかかる時間が1週間、2週間、場合によって1か月近くかかってくるので、起業家のスピード感

とも相反する部分があるのですね。つまるところ、公証人の面談は時間の無駄というような感覚が非常に強くありますし、ユーザーの中でもそういった感覚はすごくあって、ただ手続的に処理をしている感覚がございませう。実際に私も法人登記を申請したりですとか、ユーザーの方々のご意見を聞いていると、そういう結論になってくるな、というような形になっております。

○木村氏 ありがとうございます。実際我々もこういったサービスを通じて累計、もう既に数万社の登記のサポートをさせていただいていまして、その数自体が、実際にこういう形で時間を短縮して手続を簡単に済ませて、一刻も早くその事業の価値を作ること、起業後のビジネスにおけるユーザー向けの価値を作り込むことに時間を使いたいという起業家が多いということの証明だと思っております。実際に、このサービスで先ほど今井が申し上げたとおり、事業目的とかいろいろなところでまだ自由記述のところもありますので、そういったところはより選択制の部分を増やすとか、制御する方法というのはいくらかもあると思っております。そういった形でモデル定款のブラッシュアップをしていくことで、実際におそらくこれまでオンライン化の議論の中で指摘されてきた懸念というのは、ほとんど解消できるのではないかと考えております。例えば、こういった文言が入っていると良くないとか、商号はこういうふうに縛りたいとか、いろんなNGワードみたいなものだったら、むしろそういうNGワードみたいなものをリストとしてお示しいただければ、それをプロダクト上でチェックリストとして運用して弾くこともできますし、モデル定款というものをワークさせるということは、ほぼ事実上でできていますし、ブラッシュアップも可能だと思っております。実際に、先ほど、電子申請のボタンもお見せしましたけれども、多くの方がこれからマイナンバーカードで電子申請をすることになっていくわけですね。マイナンバーカードで電子申請しているということは何より改ざん不能の電子署名を施されるわけですし、本人確認というのも最高の強度でできているわけですので、これまで面談の中で実現してきたといわれるような価値というのは基本的に全て実現できているものだと考えています。もちろん、あらゆる株式会社の機関設計、合同会社の機関設計のパターンを網羅しているわけではないのですが、基本的に先ほどからありますように、起業家はそこに凝りたいというより、まずちゃんと事業を作り込みたいということが全てに優先するフェーズですので、シンプルな機関設計でスモールスタート、早く会社の事業をスタートして、後から機関設計を変更していく、ブラッシュアップしていくということをやりたい人というのはいっぱいいるのだと思っております。実際、弊社のサービスなり、弊社以外にもこういったサービスはいくつもありまして、そういったサービスをご利用の方々というのはそういうニーズがある。そういうファストトラック的なものを望んでいらっしゃる人が多くいるということの証左だと思っておりますので、ぜひそういったことも踏まえて、起業家に優しいファストトラックのようなものを認める制度設計についてご議論いただければと、強く要望させていただきたいと思っております。

○佐久間座長 木村様・今井様、ありがとうございます。それでは、ご質問があればいただきたく存じます。もっともあらかじめお断りしておきたいのですが、本日の会議は時間の制約がかなり厳しくございませうので、質疑の時間は5分程度とさせていただきます。ご質問があればどうぞ積極的にお願いたします。いかがでしょうか。

○梅野委員 大変丁寧なご説明をありがとうございました。非常に参考になりました。1点

お伺いしたいのですが、参考資料11の2ページ目ですけれども、先ほどシミュレーションをやっていただきました。そこには取締役の数が2人で、監査役の数が1人、あるいは資本金が1,100万円、取締役会は設立せずに、取締役の任期が2年という形のモデルになっているのですが、実際に進められる場合に、取締役何人にしましょうかとか、資本金はいくらにしましょうかとか、あるいは株主総会で株式譲渡の承認をしましょうかといった疑問が出てくることがあるのでしょうか。また、疑問が出てきた場合はどういう形で処理されているのか、どういう形でガイダンスされているのかということをお伺いしたいと思います。

○今井氏 そこは私から回答させていただきます。当然ユーザーの方からすると、株式会社ってそもそも何、のような質問も出てくるのですね。そういったユーザーの疑問にお答えするために、こういう形で、よくある質問で、こういうものですよ、であるとか、設立費用はいくらなのかですとか、案内はしております。これに加えて、弊社は「起業ダンドリコーディネーター」というサポーターを入れておまして、ご不明な点があればお問い合わせくださいというようなことをしております。

○梅野委員 そうすると、必ずしもオンラインによるシステムの利用だけで完結しない場合もあるし、ユーザーの方にご説明するようなプロセスも設けられているということでしょうか。

○今井氏 オンラインだけで完結はするのですが、何か用語の意味とかが分からない時があれば、気兼ねなく聞いてくださいね、というようなことになっています。

○梅野委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐久間座長 他にいかがでしょうか。増田委員お願いします。

○増田委員 お答えできる範囲でお願いしたいのですが、費用はいくらぐらいかかるのでしょうか。

○今井氏 費用は基本的には全て無料で使える形になっております。ただ、専門家に依頼をする時などは、別途専門家への依頼費用がかかってくるケースもあるという形です。

○増田委員 ありがとうございます。

○佐久間座長 他にいかがでしょうか。神作委員お願いします。

○神作委員 2点、質問させてください。本人確認についてですけれども、マイナンバーカードを使えば本人確認が確実だということだったのですが、マイナンバーカードを使っているのが本人であることは、どのように証明されるのか、というのが1点目です。2点目は、例えば、資本金を1,000万円と定款に定めた場合、どのように払い込みをするかといった、定款作成後の手続については、御社では何らかのサービスの提供とかアドバイス等はされているのでしょうか。

○今井氏 まず本人認証に関しては、電子署名をPC、スマートフォンなりを使って署名する形になっております。おっしゃるとおり、ここですね、カードリーダーを使って読み取るか、スマートフォンを使って読み取るかという形の署名になっております。この署名をする際に必要な情報を入力したりするので、ある程度その本人性というのは担保できるようにしてあるのですが、おっしゃるとおり、マイナンバーカードを第三者が盗み、個人情報も引き出し、その上で署名をするということをやったとすると、本人になりすまして署名を行うということは、理論上は実現できます。ただし、公証役場の面談でもこれ

は同じです。公証役場の面談のときにどうやって本人確認をしているかということ、身分証やマイナンバーカードを横に置いて、私ですということをやっているのですね。適当にマイナンバーカードを偽造して作って、同じレベル感で偽装できてしまうと考えております。2点目の振込みの処理がどうなっているのかということところでいうと、払い込みがあったことを証する書面をアップロードする運用になっていて、これをアップロードすることで法務局側に申請をするときに飛ばす内容になっているのですけれど、連携する書類になっているので、ここで振込みがされたことを確認する運用になっています。

○神作委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○佐久間座長 ありがとうございます。先ほど申しましたとおり、本日はここで、時間の都合上、質問については終わらざるを得ません。追加のご質問がございましたら、本日の会議終了後に事務局にお伝えください。木村様・今井様に可能な範囲で、事務局からお問い合わせをさせていただきます。木村様・今井様におかれましては、会社設立を支援するプロダクトを広く提供する事業者の立場から、大変示唆に富むお話を頂戴いたしました。今後の我々の議論に役立たせていきたいと思っております。検討会を代表いたしまして、お礼を申し上げます。ありがとうございます。それでは、木村様・今井様におかれましては、ここで、適宜ご退室をお願いいたします。

それでは、次のヒアリングに移ります。続きましては、経済産業省・新規事業創造推進室の富原室長に政府における起業促進・スタートアップ支援の取組状況や課題などについて、10分弱でお話をいただきます。富原室長のお話につきましては、時間の都合上、質疑の時間を設けないこととさせていただきます。委員におかれましては、先ほどと同じように、ご質問がございましたら、事務局に確認してもらいますので、会議後に事務局にお伝えくださるようお願いいたします。それでは、富原様、お願いします。

○富原室長 経済産業省でスタートアップの担当をしております富原と申します。どうぞよろしく申し上げます。

紙の資料がお配りされていると思うのですがけれども、枚数が多くございますので、飛ばしながらお話しさせていただきます。

まず2ページ目のところですがけれども、スタートアップをなぜ政府として支援しているかということですがけれども、岸田総理が新しい資本主義を掲げられましたけれども、今、世の中にある解決策、それは社会課題であるとか、あるいは事業課題であったりするのでけれども、そういった解決策を提供して経済成長をするキープレイヤーということで支援をしています。より分かりやすいのは、3ページ目のグラフでございますけれども、日本の経済、しばらくデフレスパイラルということでお話がされておりますけれども、日本とアメリカというところで比較をしますと、実はこの差分はGoogleやAmazon等のGAFAMだけでして、実はこれを除くとそんなに変わらないのですね。そう考えると、日本経済が少し振るわないと言われてきた要因は、やはりそのGAFAMを生み出せてこなかった、そういう意味で言いますと、私たち自身はスタートアップ政策というのは、1つは、こういった今後の経済の在り方を変えるような、新しい主体を生み出すということと、あとは、日本は大企業とか中小企業が主体の経済システムですので、そういったところの生産性を上げる、刺激する主体として支援をしています。

5ページ目までいきますけれども、そういった中で、日本のスタートアップ政策、これ

は私も入省以来ずっとスタートアップ政策というのは経産省としてもやってきていますけれども、なかなか世界に比べると遅れているということが言われている状況ではございますが、6ページ目から見ていただきますと、昨年、岸田総理が改めてということだと思えますけれども、スタートアップ創出元年ということを発表されまして、その中でスタートアップの育成に力を入れていく5か年計画ということでおっしゃいました。その柱立てが7ページ目でございますけれども、人材と資金供給、そしてオープンイノベーション、これはやはり日本では大企業なり、中小企業に人的あるいは資金的リソースが、ある種閉じ込められているという問題意識の下、大企業とスタートアップの連携、中小企業とスタートアップとの連携をどんどん増やさなければならないということでやっております。その中で8ページ目に書いてありますけれども、2つの軸ですね。まずもって企業数をどんどん増やさなければならない。やはり、これが諸外国に比べて圧倒的に少なく、企業数をどんどん増やさなければならないというところと、その中で、右上にユニコーンと書いてありますけれども、1兆円企業なり経済の在り方を変えるような企業を生み出すということ。母数とそつてっぺんを伸ばしていくということを目指しております。先ほどなかなかスタートアップ政策が振るわないということをお話しさせていただいたのですが、9ページ目をご覧くださいと、とはいえ、頑張っております、この10年間で実はスタートアップに入っている資金は10倍になっているのです。これは結構なことだと実は思っております、そのうえで、10倍に上がったところを、さらに5年でまた10倍にすることが目標ではございますけれども、これに向けてやっております。私の部署は、経済産業政策局といて、従来的には経団連さんであるとか、大企業と一緒に仕事をするような部署でございますけれども、今はこの中の2つの課がほぼスタートアップ専業で取り組んでいる状況でございます。

10ページ、11ページはご参考なのですが、西村経済産業大臣がスタートアップに大変力を入れておまして、彼がプレゼンテーションをするときによく好んで使っているデータなのですが、やはり、スタートアップに流れる人が結構変わっております、例えば、10ページ目の右下でいいますと、大学生さん、新卒さんに、どこでどういう仕事をしたいのか聞くと、44%がベンチャーで働きたいというような時代らしいです。私の時代では到底考えられなかったのですが、そういうふう考えている方も多くて、そういうところから照らすと、今回の主題の起業に当たってのしつとに、ある種中堅のしつの方が企業をするというケースもあれば、こういった若手の大学生、私が着任してからみると、本当に中学生や高校生でも思いを持って、実はこういうスタートアップを起業したいと相談に来られる方も増えている状況ですので、そういった日本の起業家像を理解していただければと思います。

12ページ、13ページ目はいろいろなことを頑張っていますということなので、飛ばさせていただきますけれども、起業というところではいいますと、14ページ、15ページですが、スタートアップだけではなくて、中小企業全般も含めて見ますと、この会にお招きいただいたので、改めて自分でスタディしてみたのですが、やはり企業開業率自体は低迷をしていて、なかなか上がらない。ここを何とか上向きにしていきたいところとして、15ページ目にあるのですが、なぜ開業しないのか、もちろん日本人のマインドがどうか、そういったところもあると思うのですが、いろいろな宿題をいた

だいている中で、起業にかかる手続きが煩雑というところもありますし、それ以外にも個人保証の問題であるとか、金銭的な問題、安定した雇用の問題、教育制度、いろいろな課題がありまして、これを1個ずつ私どもとしても対応しているような状況でございます。

次のページにめくっていただいて、この後、中小企業も含めた創業支援の取組と、スタートアップ5か年計画の2つの大きな塊を説明していきたいと思うのですが、17ページ目以降をめくっていただいて、最初はですね、知識やノウハウが足りないというところが結構多くございますので、18ページ目以降でやっておりますのは、中小企業基盤整備機構という経済産業省の関係団体ですが、こういったところでしっかりと各地域でオンラインでも対応できるような相談窓口を作っております。元々は中小企業向けにやっていたのですが、スタートアップ向けにアップデートをしているところです。19ページ目ですが、東京中心にはそれなりに起業が増えてきているのですが、やはり地方の問題がございますので、各自治体においても、起業家教育ができるようなことをやっているところだったりします。21ページ目は、アクセラレーションと書いていますけれども、合宿的に起業のトレーニングをするものや、22ページ目ですが、インキュベーションと書いてあるのは、特にバイオ系など、ラボ系の施設が必要などありますので、そういった施設に入居していただくこともやっております。23ページ目は、創業関係。やはりなかなか銀行から融資が受けられないこともございますので、政策融資をやっております。

スタートアップ関係ということで、あと残り数分だけお時間をいただいているので飛ばさせていただきますと、28ページ目以降で特徴的なところだけ少し拾いますけれども、28ページ目。スタートアップは倒産リスクが高くて、何かあったときのために、ある種の個人保証の問題がよくいわれていますので、ここはすごく力を入れてやっております。信用保証協会と一緒に、個人保証を取らないような新しい保証制度をやっております。あとは昨日、日経の一面に載っております、法務省さんにもお世話になっておりますけれども、ストックオプション。手元にキャッシュがないスタートアップにとっては、人材確保の手段としてストックオプションがすごく重要ですので、その税制にも力を入れております。30ページ目、31ページ目、32ページ目は、もう少しライトな話で、海外まわりの起業家向け教育をやっていることや、33ページ目は、入管庁さんにお世話になっておりますけれども、海外から日本で起業を頑張る方々の認定スキームをやっていたりですとか、34ページ目以降は、資金まわりですが、ベンチャーキャピタルから資金を入れられたスタートアップに対して、マッチングファンドで研究開発資金を入れたりですとか、官民ファンドで支援したりですとか、市、地方の富裕層からのエンジェル投資のお金を入れたりですとか。38ページ、39ページ目で申し上げますと、先ほど申し上げたような、大企業との連携ということが徐々に重要になっておりますので、こういったところの税制であるとか、会社からのスピノフみたいなことであるとか。43ページ目ですが、公共調達といってスタートアップの初期需要、初期市場を作っていくという意味での政府や自治体の調達におけるスタートアップの優遇を含めて、いろんなことをなりふり構わずやっているような状況でございます。将来的に日本においてもこういったところで挑戦をしたいという若い方や、実はスタートアップの成功率が高いのは40代以降でございます、若手を支援しがちなのですが、その大企業で、ある種、守ら

れていた方々にも、ぜひ一歩踏み出して創業していただく、そのような国、環境にしていきたいと思ってやっておりますので、この検討会は大変ありがたいと思います。何か私どもに宿題がありましたら、事務局経由でいただければと思います。よろしく申し上げます。

○佐久間座長 富原室長、誠にありがとうございました。本検討会の問題意識である起業促進、スタートアップの観点から、大変参考になるお話をいただきました。検討会を代表して、重ねてお礼を申し上げます。それでは、富原室長はここで、ご退室になります。

では、意見交換に入ります。

本日は、第2回会議での議論も踏まえまして、事務局において、資料3といたしまして、「定款認証制度の必要性・抜本的見直しに関する検討事項（案）（その2）」を整理してもらいました。これに沿って意見交換を進めたいと思います。前回も申し上げましたとおり、本日まででいったん、皆様からの議論を出し尽くしていただくということを考えています。次回には、取りまとめに向けたたたき台を示すところまで進めたいと思いますので、どうぞ活発なご発言をお願いします。まず、事務局から、資料3の説明をお願いします。

○遠藤室長 それでは、資料3について説明いたします。資料3は、第2回検討会における議論を踏まえ、定款認証制度の必要性・抜本的見直しに関する検討事項の案を事務局において整理したものでございます。

「第1」はモデル定款についてですが、前回の検討会での議論では、「モデル定款」のイメージについて異なる2つの考え方が示されていたように思われました。1つは、日本公証人連合会がホームページで公表している定款のひな形を改良したものをイメージする立場、もう1つは、発起人等がフォームに従って所要の事項を入力することによってその入力事項に沿った定款案が出力されるシステムないしアプリケーションソフトを念頭に、これらのシステム等によって出力されたものをイメージする立場です。なお、もちろん、これら2つのイメージ以外の考え方もあり得ますし、見直しに当たっては、これら2つのイメージを排他的に考える必然性もなからうと考えられます。そうしたことも踏まえ、本資料では、カギ括弧付きで「モデル定款」という用語を使っています。今後の検討の際に、頭の整理として念頭においてご議論をいただければと存じます。また、前回の検討会では、「ア」の立場に立つ委員と「イ」の立場に立つ委員とで、モデル定款を利用した場合の効果や、モデル定款を作成する主体・作成手続について考え方が分かれる傾向がみられたので、(2)と(3)でその点について整理をしております。その上で、「2」において、「ア」の立場と「イ」の立場のそれぞれに立った場合の検討事項の例をお示ししております。これらに限らず、モデル定款を制度化するに当たって検討すべき事項について、忌憚のないご意見をいただければと存じます。

「第2」は、面前確認手続の見直しに関するものですが、こちらも、前回の議論で、面前確認手続が果たすべき機能等に関する見方の違いに起因して、見直しの方向性について異なる意見が出されたところですが、1つは、公証人と発起人との間でコミュニケーションがされることの重要性を指摘する立場、もう1つはその点にあまり重きをおかず、デジタル技術の活用等によって面前確認手続の代替策を講ずることは可能と考える立場です。この論点についても、それぞれの立場から、制度の見直しに関して、異なる方向性での意見が出されたところでして、(2)と(3)において整理を試みております。その上で、「2」において、それぞれの立場に関して検討事項の例をお示ししておりますので、これ

らを中心にご議論をいただければと存じます。

「第3」は、その他の論点についてご意見を伺うものです。「第1」及び「第2」では触れられていないものの前回の検討会で意見の多かった事項、見直しに当たって検討をすべき事項についてまとめたものでございます。

資料の説明は以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。続きまして、前回の会議で複数の委員からご指摘のありました今回の論点に関わるデジタル技術を用いた確認手段や利用可能性などについて、事務局において、関係省庁や民間事業者ヒアリングをしてもらいましたので、その結果の説明をいただきます。お願いします。

○藤田課長 前回会議の後、事務局で、リーガルテック関係の事業者3社と、eKYC、すなわち本人確認サービス事業者2社からヒアリングなど行い、また、デジタル庁、金融庁といった関係省庁からも資料を提供してもらいましたので、簡潔に報告いたします。お手元の参考資料13-1と参考資料13-2をご参照ください。

この関係では堀委員に事業者の紹介など多大なご協力をいただきました。ありがとうございました。

まず、資料3の論点の関係では1つ目、モデル定款についてですが、ヒアリングの結果では、システムのみで完全に適法性が担保・保証されたものは実装されていないのが現状です。その上で、今後の技術的可能性については、リーガルテック事業者の方などから様々な指摘がありました。

1つは、定款に商号や目的といった自由記載事項が残る以上、その適法性を自動的に判定し、照合判定することはなかなか容易でないという意見です。他方、例えば目的欄について、自由記載を認めず、テンプレートからの選択型、すなわち適法なものリストを数多く用意して、その中からのみ選択させる、また、商号については、誤認商号など違法なものネガティブリストを用意してそれに同一ならばじいていくという形を徹底していけば、100%ではないものの相当程度の適法性の確保は技術的には可能ではないかという指摘もありました。

また、完成したシステムについて、第三者が精度を確認・検証する手法についても意見をいただきました。システムの精度の品質保証ということになると、一般には、人的体制や専門家の関与といった外形の確認では足りず、エンジニアを使ってシステムの中身を確認・検証する必要があり、これには相応のリソースとコストを要するという指摘がありました。

いずれにせよ、既存の民間サービスでは、先ほどfree様からもプレゼンがございましたけれども、利用者の自由記載を一定程度認めて、定款案をいったん完成させ、その後公証人の審査を受ける形が多いため、システムのみで適法性確認を完結させる、あるいは適法なもの照合チェックさせるという工程を作ることは、その仕組みや精度検証の仕組みなどについて検討すべき点があると思われたところであります。

2点目は、資料3の後半の議論、デジタルを用いた本人確認・意思確認の点の調査結果です。

この点は、まず、本人確認については、身元確認・本人確認を含むeKYCとして、関係省庁、民間ともに手法が精緻に進んでいます。お手元に、参考資料として、金融庁とデ

デジタル庁提供のものをそれぞれ配布していますが、いずれも本人確認方法に関するものです。例えば参考資料13-1をご覧くださいと、マイナンバーカード署名に、容貌画像を追加したものなど、確認の厳格さに応じて、様々なメニューが既に整備されています。

他方、本検討会でも取り上げられていました、「意思確認」や「理解の確認」という意味でのデジタル確認については、まだ十分な議論がない、確立されたものがないという意見が多くありました。複数社からヒアリングを行いました。この「意思確認」や「理解の確認」という意味での新規の具体的技術に関する情報はなかったところでした。デジタル手続全体を見ますと、例えば、資料13-2の14ページを見ていただきますと、不動産売買の例にあるように、本人確認は電子署名により行うものの、重要事項説明はオンラインで別途行うといったように、デジタル署名とオンラインを併用した取扱いがあるといった指摘をいただいたり、また別の民間サービスの例では、対象者に個別にフォームに所定事項を入力させて確認する例もあるといった指摘を、事業者からいただいたところでありませ

す。こちらの点は、少し一般的に申し上げますと、手続としてどこまで確認の精度・強度を求めるか、また不正を防止するための障壁を設ける程度や事後の検証可能性をどこまで求めるかなどにより、必要な内容が変わり得るという指摘を複数いただいたところでありませ

す。以上、事務局で行ったヒアリング結果の報告です。

○佐久間座長 ありがとうございます。では、資料3の意見交換に入ります。資料では、「第1」、「第2」、「第3」に、それぞれ検討すべき事項が示されています。基本的には、この3つに区切って順にご意見を伺っていきたくと存じます。

まず、「第1「モデル定款」の制度化の是非に関する検討事項」を取り上げます。ご意見が複数の項目にまたがる形でも差し支えありませんが、面前確認に関する論点は後ほど別に伺いますので、ここでは「第1」について、設立手続の簡易化のためにモデル定款を用いるということを前提に、その場合の考え方や論点を伺えればと存じます。検討会資料では、大きく分けて、「ア」「イ」の2つの考え方が示されていますが、これと異なる考えもあろうかと存じます。必要に応じて、どの考え方に近いかに触れていただきつつ、ご自由に意見を述べていただければと存じます。では、ご発言をお願いいたします。鈴木委員お願いします。

○鈴木委員 鈴木でございます。まず、「第1」のモデル定款でございますが、その前提の話にはなるのですけれども、今回の起業家の負担軽減の中で、1つのキーワードとして、スピードというお話が出ております。これは、すなわち、起業までの時間をどういうふうに短縮するかということと理解しておりますけれども、実際に起業してビジネスをスタートするまでには何段階かあって、最初に、本当に起業するのか、会社でやるのか、株式会社でやるのか、概要はどうなのかということを決定的にすることになります。実はここが一番時間がかかるわけですが、第1段階ということになります。その次に、第2段階として定款の作成があって、第3段階として定款の認証ということで、その中で各種の確認がなされます。そして、登記を申請して、完了後、銀行口座の開設といった、4段階ないし5段階のステップがあるわけです。本検討会では、第2段階目の定款の作成の部分と、第3段階目の定款の認証の部分、ここをどうやってスピードを上げていくか、時間の短縮をするか、との整理が必要ということでお話を申し上げました。

本題のモデル定款についてですが、資料3にあります「ア」と「イ」でございますけれども、ディテールのところは、多少改良というか、議論の余地はあると思いますが、この「ア」と「イ」は併存し得ると考えております。まず「ア」について、ひな形と書かれています、これを複数用意して、現在の会社法の定款自治の拡充という観点から、どのような形のものがあるか、利用者に選択肢を提供したうえで自由に選ぶことができるというイメージです。また、これを参考にして独自の定款を作成するという意味においても、起業家の利便に資するものと考えております。

一方、「イ」については、ある程度フォーマットになっていて、そこにチェックボックスなのか、プルダウンなのか、はたまた自由記載というところも含めてですが、それらを入力していけば、ミニマムの定款は作成できるというイメージで考えております。ちなみに、どこが作成するのがいいのかというところですが、やはり一定のオーソライズは必要だと思っておりますので、例えば、有識者会議で原案を作って、パブリックコメントを経て公表するというのも一案ではないかと思っております。また、どこで公表するかですが、日本公証人連合会のホームページなどが想定されますが、作成後もデジタル技術の進展等を踏まえ、内容等についての改定が考えられるのではないかと考えております。そして、このモデル定款については、この後の面前確認の議論にもリンクするところもありますけれども、「第2」のところでお話をさせていただければと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。他の委員いかがでしょうか。では、原田委員、後藤委員の順にお願いします。

○原田委員 「第1」の部分ですけれども、2つの考え方が示されていると思います。

「イ」の立場ですけれども、これは民間事業者が定款の作成などを可能なシステムをまず構築して、そのシステムを利用したサービスを起業者に提供すると、こういうイメージと理解しています。その場合ですが、最初にクリアすべき問題というのが、サービスを利用してできた定款ですけれども、実際に法令に適合したものになっているかどうかをどのように担保していくかということです。今ある定款作成支援サービスで作成される定款も、最終的には公証人の目を通して審査するという仕組みがあるからこそ、そのサービスを利用して設立した会社であっても適法性が確保されていると考えているところです。およそ人の目を介さないでプログラムのみで作成した定款について、「適法なものができる仕組みになっているので大丈夫です」と言われても、実際にそれをどこまで信用していいのか、仮に不適切な定款内容となっていた場合に、国又は民間事業者がどこまで責任を負うのかという問題は避けられないのではないのでしょうか。また、許認可が必要な事業についてですけれども、会社を設立する場合にそこまで対応するシステムになっているかどうか、ここは非常に懸念をしています。国が定款作成支援サービスそのものを審査するという場合でも、法務省が会社法など所管法令について適合性を審査することは可能と考えますけれども、所管外の各種許認可行政に関する法令について審査するのはおよそ不可能ではないかと考えています。そうしますと、やはり会社ができてもその許認可手続で足を引っ張ってしまう。結局スタートアップ事業がスタートできないことにもなりかねないと考えます。許認可に関わらない事業に限ったシステムにすればいいという考え方もあるかもしれませんが、そもそも許認可に関わらないかどうかというのを実際に誰が審査するのか保証するのか、こういう問題もございます。このように考えていきますと、定款認証の代

替をするような信頼度の高いシステム実現を前提として法制度を作るというのは、現状ではなかなか難しいのではないかと考えているところです。

「ア」の立場を前提にした論点も資料3の3ページで示されていますけれども、モデル定款は、先ほどもご発言があったと思うのですけれども、日本公証人連合会や法務省が連携して作成するイメージではないかと思えます。スタートアップ向けを念頭に、非公開、そして取締役会非設置で発起人は自然人3人以内に限るなど、シンプルな組織を対象にした内容がいいと考えております。また、公開に当たっては、事前に資格者団体の意見を聞いて、実務上のニーズを反映していただきたいと思えます。「ア」のモデル定款の形式としては、やはり商号、事業目的、出資金額などの欄は、オリジナルの自由記載の形式とし、株式の取扱いや株主総会の招集、取締役の任期などその他の一般事項については一律の固定内容で変更できない形式とすることが考えられると思えます。また、モデル定款の利用の効果としては、まず、法務省も関与した信用度の高いモデル定款であること、これを使えば定款認証の審査期間が短縮され、先ほどもご意見ありましたけれども、例えば原則2日以内に審査が終わるといようなメリットを示していただければ、十分利用は広がると思っております。このようにモデル定款はまず運用上の取組として動かして利用状況を見るべきであると考えますし、これを制度化するというのは、将来的な課題として捉える方がいいのではないかとと思えます。

○佐久間座長 ありがとうございます。では、後藤委員お願いいたします。

○後藤委員 資料をご準備していただきましてありがとうございます。まず、空欄の空いたひな形のような書式があるというものと、システムを利用するものの2形態は、排他的なものではなくて併存し得るといのは、鈴木委員のご意見に全く同感であります。システムとしてどこまで作れるかという話に過ぎなくて、本質的な違いは2の間にはないと考えております。そういう意味では、どういう観点から作るか、どの主体が作るのかということも、このどちらの形態であるかによって本質的には違いがあるものではないかと考えております。一番の目的は、特に今回の議論はスタートアップを始める個人が利用しやすいものを作ることであって、例えば、大企業が子会社を作るとかそういうことは考える必要はないわけです。そういう観点から、本日デモをしていただいたf r e e eさんのものなどが使われているかと思うのですけれども、スタートアップのニーズを一番把握しておられるのは、スタートアップ支援をされている民間事業者やスタートアップに近いところでサポートされている専門資格者の方々ではないかと思っております。そのニーズが一番重要であるということを考えますと、ひな形的な「ア」の方を作るからといって、法務省や日本公証人連合会が作るのでは、それはニーズからだいぶ遠いところにいる存在が作るということになります。適法なものを作ればいいのではなくて、使い勝手のいいものを作ることが最大の目的であるとしますと、その作成を誰がリードするかということ、こういうものがはたして実現可能かは分かりませんが、例えば、民間事業者であったり、又はそういう活動をされている専門資格者、行政書士だったり司法書士だったり、そういうことをやっておられる方が作られたひな形を、それを適法であるかという観点から、法務省や日本公証人連合会がレビューをされて、ひな形としては違法なことは何もありません、ということさえ確認されればいいのであって、法務省や日本公証人連合会が作成主体になるというの、ニーズを読み違えてしまうおそれがあるのではないかという気がして

おります。それがまず第1点です。

その上で、どういう効果を認めるべきか、ということなのですが、これは定款認証の機能は何かという話であり、その本質論に戻ってしまうと、また堂々巡りをしてしまうのかもしれないのですが、そこで確認をするというのは、基本的には会社法に違反していないものを作ることだと思います。

事業目的がどう書いてあるかについては、例えば、商号がどうなっているか、商号は不正に他人と誤解されるような商号を用いてはならないというのがあるのですが、これは基本的には事後規制でして、全ての会社の商号をチェックできているわけではない以上、公証人による定款認証でもそんなことは本来見ていないはず、あまりにも有名な企業の名前をそのまま使っていたらさすがにということはあるのでしょうけれども、そこで全てをチェックしなければいけないはずではないと考えております。また、事業目的として、あからさまに違法なことを書くのはともかくとして、そこが自由記載であったとしてもそもそもチェックする必要なんてあるのだろうか、ということも私としては考えているところではあります。

事業目的での自由記載部分があったとしても、そこはあまり問題ではないということが仮に言えるとしても、あとは、それ以外の規定の部分が元々適法であるということがひな形として確認されているのか、あるいはシステムとして出てくるものなのかが、どういう組合せになったとしても適法であるということが確認されていれば、適法性の確認という意味では、そこで終わる話ですので、あとはそれを使って作られていますよということと、それ以外に勝手なものを付け加えたりはしていません、ということの確認をどうとるかの問題に帰着すると思われまます。その確認がとれれば、「ア」のひな形であっても、「イ」のシステムによるものであっても、その確認は済んでいるということになりますので、いずれの場合であっても、適法性が確認できている以上、その観点からの定款認証というものは不要になるということが可能なのではないかと考えております。

問題は、それが果たして確認できるのかということで、これはおそらく原田委員と私の基本的な物の見方の違いなのかもしれませんが、システムを信頼できるのかというご指摘があったのですが、人の目をどこまで信頼できるのかということも同様にあるわけです。今現在、公証人が例えば何かを見落としているならば、公証人や国が訴えられたという事案が今まであるならば、それは見落としていないというのではなくて、問題は起きていないということでしょうし、システムが何を生み出してくるのかということは、もちろんエラーはあるわけですが、それは人間だってあるわけです。そこを言い出すときりがないと思います。抽象論でシステムはどこまで信頼できるのかという議論の仕方がそもそもどうなのかなというのを感じるところではありましたけれども、もし確認ができるのだとすると、そこは外すということなのかなと思いますし、スピードの短縮という話がありました。スピードの短縮を1日2日減らしたということではなくて、そもそもこの手続にどれだけ意義があるか分からないので、もっとちゃんとそれをやろうとしていることが確保できるのであれば手続ごと外してほしい、というのが本日の冒頭のfreeeさんのお話であったように思います。数日減ったからいいじゃないかということではないのではないかなということ、改めて申し上げておきたいと思っております。

その上で、適法性としてはどこまで盛り込むかということですが、許認可の話は確かに

ご指摘がありました。ただ、許認可の話は会社法上の適法性の話ではありませんし、例えば業法上、まだ銀行免許を取っていない者が銀行という名称を付けてはいけないということがあるのかもしれませんが、それはそういう商号をシステム上はじくこともありうるでしょうし、そういうことを行わずに設立したとして、仮に許認可の段階でストップしてしまうことがあったとしても、それはやろうとした人の負担に返ってくる話ですので、そこでひょっとしたら遅れてしまうかもしれないのでやめといた方がいいですよ、ということ制度的にやるというのは、ちょっと言葉は厳しいですが、正直言って、私は余計なお世話ではないかなというふうに考えております。許認可事業をやる人については、例えばシステムでやるのであれば、許認可が必要な事業については、他にもっと確認する必要がありますよということをアドバイスしてあげれば足りるわけですし、そこで考えてもらえばいい話です。全体をストップするようなものではないのではないかと感じています。

○佐久間座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。では、増田委員、関委員の順にお願いいたします。

○増田委員 私の方からは、繰り返しの話も含むこととなりますけれども、まずモデル定款につきましては賛成しております。ただ、モデル定款で簡単に株式会社が設立できるということが広まると、会社設立を安易にするケースが広がらないかということ懸念しております。今、起業という言葉は悪質商法に誘導するキーワードになっていますので、簡単にできる方法、違法ではないけれど法律をすり抜ける方法などがSNSなどで拡散されている時代でもありますから、非常に心配をしております。こうした場合、発起人・取締役となってしまうと、設立した会社の仕組みを理解していないようなケースとか、意図したものと異なる実態や広範な事業目的が登記されてしまったようなケースですね、そうした場合というのは、発起人の方たち自身も被害者でありますし、そういう方たちと取引をすることが、何よりも一般消費者の方が被害を受ける可能性が高いと思います。したがって、モデル定款を利用する場合であっても、過度な負担軽減は避けたいと思います。少なくとも自身が立ち上げる会社としてどうありたいのか、会社の事業目的、出資金額などの根幹部分については、きっちりご自身で書いていただく。そしてモデル定款を利用した場合であっても、発起人が定款の内容を十分に理解して責任を負う自覚があるのかを第三者である公証人が確認する必要があると考えております。起業するということは、それまでただの消費者個人であった者が、事業者になるということです。取引ルールや業法、消費者関連法など事業者として当然理解すべきことが沢山ありますので、やはりその認識をしっかりとさせていただくことが必要だと思います。社会からは、事業者というものは、取引について、あるいは様々な法律について熟知しているはずであると見られております。そうした社会的責任も含めて認識させていただく。そのために公証人との面談もむしろ機能強化すべきだというふうに考えております。

定款を自動出力してくれるシステムやアプリについて、これも利用させていただくことについては賛成しておりますけれども、ただ、これまでは公証人が介在して適法性の確保をチェックしていたものを、民間のシステムで代替して適法性をシステムで自動チェックするというところにリスクが全くないのかどうかということ懸念しております。そのシステムに不備があるのかどうか、それは分からないことであって、もし、不備があった場合、誰が責任を負うのか、システム会社が負うのか、それとも発起人が負うのか。それから、

システムの適法性のチェックや保証を国の方がやるということになった場合には、莫大な費用がかかったり、手間がかかったりする。それを国が税金で行うということについては、一国民としては負担が非常に心配ですし、反対したいと考えております。国民が利用するという前提で考えていただくと、若年者だけではなくて、高齢者、リタイアするような方もこれから使っていくことが相当程度考えられます。そうした場合に、デジタルデバイドの方も中にはいらっしやると思います。それから、各社がどのようなサービスを提供しているのか、その提供する事業者は適切な事業者なのかの見極めもしなくてはいけないわけですから、そのアプリケーションソフトの質をどうやって判断するのかというのが、一般の方からすると非常に難しいところがあります。そうであれば、やはり公証人役場がきちんと提供する審査の方が信頼性が確保されると考えております。

○佐久間座長 ありがとうございます。では、関委員をお願いします。

○関委員 資料3につきましては、モデル定款に関するイメージがこの議論の参加者にとっていろいろなイメージがありましたので、整理していただいたということは非常に価値があると思っています。一方で、資料3の中身を読んでも、モデル定款の種類ごとにその扱いを変えるみたいなイメージかと思うのですが、それはアプローチの方向が逆なのではないかと感じています。「ア」であっても、「イ」であっても、私は定款認証を要しない仕組みを前提に、モデル定款の要件、「ア」だったらどういう要件が必要か、「イ」だったらどういう要件が必要かと、そういう議論の方向にすべきだろうと思っています。その際に、前回も強調して申し上げましたが、起業家の負担軽減というのが非常に重要だと思っていまして、その視点を失ってはいけないと思います。先ほどのfreeさんの説明の中にもその視点からいくつか指摘があったかと思しますので、そういう方向でぜひ検討していただきたいと思います。その際に、現状の定款認証が何をどこまで実現しているのかということ、建前ではなく実際のところどうなのかということも含めて考慮すべきだろうと思っています。そうした場合に、例えば、自由記載をどこまで許すべきか、一定の制限をかけるべきか、という議論もあると思いますが、それは現状の定款認証を踏まえた場合にどうかということで判断すべきだと思います。一定の適法性担保ができればいいということだと理解していますので、そういう意味では、先ほど後藤委員のお話もありましたけれども、この適法性の担保という意味での品質保証については民間側でやった方がいいのではないかと感じています。一定のガイドライン等を決めた上で、民間側の専門家がチェックするという仕組みで実現すればいいのではないかと感じています。

○佐久間座長 ありがとうございます。少しだけ確認させていただきます。定款認証を要しない仕組みを作るべきという意見は承りましたが、その後、ただ一定の適法性の確保は必要だとおっしゃっていましたが、その定款認証をとばして一定の適法性の確保をするというのは、システムが適法だと判定すれば、それでいいというお考えでしょうか。

○関委員 適法性を担保した定款を生成するシステムという前提で考えています。あるいは、ひな形というものになるのかもしれませんが、ひな形ないシステムで作られる定款が、その時点で一定の適法性が担保されているものという前提で申し上げます。

○佐久間座長 それがそのまま定款とできる形のものになったということになりますと、もう直ちに登記所、法務局に持っていけばいいという、そういうイメージでしょうか。

○関委員 定款認証を要しないということですので、そういう意味です。

○佐久間座長 分かりました。ありがとうございます。では梅野委員お願いいたします。

○梅野委員 今までいろいろご意見が出た後に、屋根の上に屋根を重ねるような形になってしましますが、意見を出し尽くす場であるとお伺いしましたので、発言させていただきます。まず従前も説明したとおり、日本弁護士連合会としてモデル定款を採用した電子定款について、公証人による定款認証手続を不要とするということには、反対の意見を述べました。その理由を3点ほどご説明させてください。まず1番目は会社法が許容する多様な機関設計のうち、特定の機関設計についてモデル定款を作成すれば、会社法が機関設計の対応については中立的であることから、当該モデル定款の機関設計についてのみ公証人による定款認証を不要とするという特別な法的地位を与えることの説明ができないということです。2番目は、取締役会や監査役を設置するか否かなどを発起人に選択させていく方式、これは資料3の「イ」に近いものだとイメージしておりますけれども、これによりモデル定款を作成することも考えられなくはないけれども、会社法の専門知識がない者が、機械的な選択により自らの意図に基づいた株式会社の機関設計を適切に構築することができるかについては疑問が残るという点です。若干補足しますと、先ほどf r e e eさんのシステムやアプリケーションを見せていただきましたが、よくできていると思いますけれども、実際起業されるに当たって、取締役の人数をどうするか、任期をどうするか、あるいは監査役の権限をどうするか、といったことを決めるというのは結構大事なことです。特に成功した場合に大事になってまいります。うまくいかなかった場合は後で問題になることはあまりないかもしれませんが、どういう形で最初のガバナンスを構築するかというのはかなり難しいところもあると思うので、その辺りをどう考えたかという問題が残ると指摘いたしました。また、3番目としては、モデル定款に基づいて設立申請を行う発起人は、定型化された定款の内容や意義を十分に理解することがないまま使用する場合も多くなると思います。これによって定款が株式会社の根本規則として有する意義が低下し、企業統治であるとかコンプライアンスにおける定款の役割・機能を損なうれがあるのではないかということです。以上の3点から、日本弁護士連合会としてはこれまでモデル定款に慎重な意見を申し上げておりました。

これからは私見にわたる部分になりますが、本日のf r e e eさんのお話、あるいは経済産業省さんのお話をお伺いして、起業家の負担軽減に資するものとして、「ア」によるモデル定款を取り入れて、関係者の理解に基づく運用上の取扱いとして認証審査の迅速化を図るということを検討することについては賛成したいと思います。ただし、「ア」の立場でモデル定款の採用する場合であっても、策定プロセスについてはよく考える必要があって、法律家や経済界の意見を求めながら日本公証人連合会等で策定するということが非常に有力な考え方だろうと思います。もちろん実際のニーズを聞き取る必要があるというのは当然のことなので、パブリックコメントによるとか、あるいは実際の起業家やそれに近い専門家の方々によく聞き取りをした上で定めていくというプロセスを取ることも大事だと思います。そういう形をとることによってニーズは汲み上げることができると思います。また、もう一点は、モデル定款について、国が推奨しているであるとか、標準的なものであるといった誤解を招かないよう、注意喚起をする必要があるだろうと思います。前回も申し上げたところですけれども、特に大切だと思いますのは、モデル定款は大部分が小規模の会社で利用されることになると思いますので、これを利用する発起人が定型化さ

れた定款の意義、つまり、設立する株式会社の基本的な構造や意思決定の仕組みなどを十分に理解しないまま会社を設立する場合が実際のところ増えてしまう危険があると思います。そこでモデル定款が作成される会社の仕組みを分かりやすく解説する資料であるとか動画を活用するなどして、理解の徹底を図っていく必要があるだろうと思います。その上で、モデル定款の利用の効果として、例えば、原則2日以内といった迅速な公証人の審査が行われることであるとか、夜間でも面前確認を可能とするサービスを、それができるかは地域によって異なると思いますけれども、速やかに整えることによって利用促進を図っていくべきだろうと考えます。それによって相当程度使い勝手が良くなるのではないかと思います。もちろん先ほどご指摘があったような利用のスピード感にはすぐわない面もあるかもしれませんが、第1回会議で申し上げましたが、やはり会社の設立というのは一人の法人格を作出することですので、ある程度の慎重さが求められるということは、やむを得ないところがあると思います。

こういったスピード感と慎重さをバランスさせる落としどころとして、モデル定款を用いた形での認証審査が原則2日間といったところで実務運用ができるのであれば、使い勝手が相当程度良くなるのではないかと思います。もちろんそれに加えて、一気通貫でできないといった、本日指摘があったような問題点は残ると思いますが、そういった点についてもさらに改善していくことで、起業家のニーズに応えていくという方法も可能なのではないかと思います。

なお、念のためですが、「イ」の立場による場合には、アプリケーションを提供するのは国とするのか、民間とするのか、民間が提供する場合の利用料をどう考えるか、開発されたアプリケーションが適切なものであるかの審査方法、さらに、個々の定款案がアプリケーションに準拠して作成され、そこに改変がないことの担保方法、エラーが生じた場合の責任の所在などについても整理することが必要だと思います。「イ」の考え方は、登記手続との連携を図ることを目指しているということで、そうであればワンストップという点では、非常に進んだものになると思われませんが、その場合でも、本人確認や設立意思の確認について対応可能かといった問題は残ります。さらに私見ではありますが、「イ」の立場が想定しているような公証人の認証に替わるシステムを構築して、それを法制度とするということには、先ほど述べましたような課題が解決するのであれば検討すべきだと思いますが、事務局から少し説明があったように、今の段階ではなかなかまだそこまで整理しきれないのではないかという感想を持ちました。

○佐久間座長 ありがとうございます。それでは、神作委員、その後、堀委員とお願いします。まず神作委員お願いします。

○神作委員 モデル定款について、3点コメントさせていただきたいと思います。私の立場は、前回の会議の際に意見書を提出させていただきましたように、現在の設立手続自体を全面的に見直すというのであれば、株式会社の定款認証制度は廃止すべきではないというもので、そういう前提でお話をさせていただきます。なぜその前提をとるのかについては、コメントの最後3番目で申し上げさせていただきます。第1に、モデル定款の意義と留意点ですけれども、私はモデル定款というものが作られることは、これから設立しようとする人にとっては非常に便利な情報の提供を受ける貴重な機会だと思いますので、モデル定款の作成と公表には肯定的な立場であり、決して消極的ではございません。その際に

留意すべきことは、多様性の確保ではないかと思えます。会社というものはおそらく世の中に2つとして同じものはないと思えます。諸外国の議論でも、最近では会社におけるパーパスとかカルチャーというようなものが強調されるようになってきており、そのような状況の中で同じ定款を使う会社は何十社も何百社もあるというのは、異様な状況なのではないかと思えます。モデル定款を策定する場合にも、定款というのはそもそも会社の根本規範であって、会社ごとに異なり得るものだということが、よく分かるような形で提示することが適切であると思えます。

第2に、私が冒頭のお話を聞いて、民間の方が大変有益なサービスを提供してくださっていると、しかもそういう会社が複数ある、とおっしゃっていたと思えますけれども、これらの民間の活動をできるだけ阻害しないような、したがってモデル定款がどこから作られるとしても、こういった民間の活動を阻害することがないように、留意していただきたいと思います。本日の冒頭にお話を伺って、こういった民間の活動がさらに活発になることは、大変望ましいことなのではないかと思いました。もしかしたらプレゼンテーションした方の意図とは違うのかもしれませんが、定款の認証制度があるので、こういったサービスもどんどん進化してきているのかなという印象を私は受けました。

それから最後でございますけれども、やや根本論に戻りますけれども、なぜ株式会社の設立手続において定款認証が必要なのかというと、これも繰り返しになって恐縮ですが、株式会社の設立の手続が非常に複雑で、その第一歩として定款の作成があるということだと思います。定款の効力が公証人の認証により発生し、定款が一応法的に有効であるということを確認して、その上で様々な手続、社員の確定であるとか、機関の具備であるとか、様々な手続が進んでいくこととなります。最初の出発点のところでは公証人の認証を受けて有効性を確認する、効力を付与してもらうということによって、設立手続を開始するという制度は、法的安定性の確保であるとか、紛争予防という観点からも非常に有益です。確かに負担が重いというのはあるのですが、私に言わせると、これは定款認証の負担が重いのではなくて、会社の設立手続が重いということであり、定款認証だけに焦点を当てることには疑問を感じます。株式会社の設立手続自体が重いことは認めざるを得ないと思うのですが、逆に言うと私は定款の認証をなくす議論をするならば、株式会社の設立手続全般を見直すべきだと思います。第1回会議で発言したことの繰り返しになりますけれども、そのように設立の手続が複雑である上に、さらに発起人の義務と責任が重い。これもやはり株式会社の設立規制の大きな特徴で、私は公証人の認証はこういった点について一種の警告機能があると思えます。発起人には重い義務と責任があるということを経営者としての責任の中で十分に認識して行動してもらうということ。このような機能を警告機能と言いますが、ヨーロッパでは、定款認証には警告機能があることが一般的に認められていますけれども、そういう機能が株式会社の設立手続についてはあると思えます。以上3点コメントさせていただきました。

○佐久間座長 ありがとうございます。堀委員お願いします。

○堀委員 モデル定款の制度化の是非に関する検討事項というところで、モデル定款のイメージについて大変分かりやすくまとめていただきありがとうございます。私は、従前から申し上げているとおり、モデル定款を利用することによって一定の場合に定款認証は不要

とできるという立場でお話をさせていただいております。その観点から、「ア」と「イ」と区分していただきましたけれども、ご提示いただいている「イ」の場合には、所定のフォームに従って選択肢を指定し、任意に事項を入力するけれども、会社法に適合することが担保された情報が出力されるということですので、こちらの場合には定款認証を不要とすることに問題はないと思いますし、「ア」の場合も定款のひな形自体が個別に定める必要のある事項、商号、目的、事業年度等に限って任意記入欄を設けるというものであり、組織、株式、公告事項その他の会社の根本に関わるようなものについては、不動の記載事項とすることになっていきますので、「ア」のような場合でも定款認証不要とできる余地があるというように考えております。そうした観点から、「ア」の中でも記載事項を非常に限定的にし、入力方法もチェックボックスやプルダウン利用方式を利用すれば、こちらの場合であっても定款認証不要とすることができるのではないかと思いますので、相互に排他的なものではなく並存させることができるという記載もごさいますが、念のため申し上げさせていただきます。

「ア」でも「イ」でもどちらをイメージする場合でも、かなり限定的な記載事項にした場合、今回は、freeeさんのご説明もありましたし、リーガルテックの皆様にご確認いただいた結果も共有いただきましたけれども、記載事項のうち任意入力事項についてのネガチェックができれば、それは定款の適法性を担保することができるのだらうと思います。このネガチェックを誰がするのか、あるいはそのシステム、アプリケーションを通じて、モデル定款のとおりで作られたということを誰が担保するのかということですが、私は、日本公証人連合会や専門資格者の業界団体などがこうしたシステムを提供されてもいいと思いますし、民間事業者の方々が提供することがあってもいいと思っております、主体に言及する(3)について、特に主体を限定するという立場ではなく、広く提供できる主体を考えていくべきだらうと思います。その場合、オンライン登記申請手続きにつなげていく、マイナポータルなどを活用してもいいと思いますけれども、本当は国が一気通貫で、オンラインで申請手続きをご用意いただくというのが事業者としてはありがたいのだらうと思いますけれども、それが難しい場合には民間の事業者なり団体が提供する。有効な定款であるということを確認するために認定制度や認証制度が必要であれば、それはやむを得ないと思っておりますけれども、そうした形で公的に証明する仕組みを設けてはどうかと考えております。どうしても一定のコストなどがかかるということではありますけれども、ここは民間の技術も含めて今のデジタルのいろいろな手法を、参考資料もいただきましたけれども、できないことではないと思っております。むしろやっていただける方がいるのかどうかということは、全力で探していきたいと思っておりますけれども、技術的な担保は可能だらうと思っております。

最後に委員の皆様の発言の中には、会社の設立手続は重いものなのだと、そもそも負担が必須なのだ、と慎重さを求めるなどのご意見もあると伺っております。また、2日かかるというのは、むしろ2日待てばいいというような向きのご発言もあったかと思っておりますけれども、起業家の定款認証という手続についてこれだけの時間がかかるということは、起業家にとって負担があるということは厳然としたものでございます。法教育や十分理解をしていただいた上で設立手続をすべきだというのは、何と申しますか、起業家教育としてやっていただくのはいいと思っておりますが、この定款認証の制度で、手続について議論してい

るところで、すべてをこの制度に負わせなくてもいいのではないかと感じております。

○佐久間座長 ありがとうございます。一通りご発言いただきまして、本当はもっと、今の議論を踏まえまして互にこうではないかというご発言をいただくことが適当なのだろうと思いますけれども、次回に一定の案を示す準備としまして、他の点についてもご意見を承っておく必要がどうしてもございますので、「第1」についてはこれで終えさせていただき、「第2」の面前確認手続に関する検討事項について、ご発言をいただければと存じます。「第2」のところ、「第1」に関連して出てくる問題もあろうと思いますので、そこでもう一度「第1」に関連してご発言いただくことについては全く差し支えございませんので、「第2」に進みます。「第2 面前確認手続の抜本的見直しに関する検討事項」について、これも自由にご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは鈴木委員、原田委員の順にお願いします。

○鈴木委員 「第2」の面前確認手続の抜本的見直しということで、まずは前提の確認でございますけれども、現行の定款認証の現場実務において、課題はあるものの、公証人が本人性、適正性、適法性、真意性の確認をしているという整理をしています。その中で先ほどのモデル定款を採用するのであれば、一定程度の適法性については担保されるだろうと思いますが、あくまで一定程度ということになるかと思えます。また、適正性についてはマネロン対策ということで整理をしておりますけれども、今は設立段階で公証人の認証のところでも実質的支配者の確認が行われています。これについては前回の会議での警察庁のコメントにもあるように国際的にも評価がなされているところで、仮にこれがなくなれば、当然国際的な評価というものも落ちていくだろうと思えます。この点を踏まえましても、運用の改善は必要であるとしても定款認証制度自体は維持すべきという立場です。

その上で、この面前確認の手続についてですが、今後は3つのやり方があるのではないかと考えております。まず1つ目は、現在一般的に行われているリアルでの対面による認証ですが、仮に「リアル認証」と呼ぶことにします。そして2つ目が、仕組みとしてはあるものの、まだまだ浸透はしていない、オンライン会議システムを使った認証ですが、仮に「ウェブ認証」と呼ぶことにします。そして、新たな3つ目といたしまして、一定の適法性が確保されたモデル定款を採用することを前提に、起業者がデータ等の情報の提供、ここでいうデータというのは後日検証が可能な録画等のデータも含むということですが、それによっていわゆる面前確認、すなわちリアルやウェブでの確認を要しないかたちで認証するというもので、仮に「スマート認証」と呼ぶことにします。「スマート認証」が実現すれば、一定程度のスピードアップ、更には手間の削減、そして、不適正な会社設立というのを抑えることも可能ではないかと考えております。

○佐久間座長 ありがとうございます。原田委員お願いします。

○原田委員 定款の面前確認について、電子署名等で面前確認を代替するというのは、非常にリスクが高いと考えます。また、これで本人確認はできると思いますけれども、面前で確認を行うべき会社の設立の真意や、定款の内容の理解については、これまでもそうでしたけれども、公証人を通じた確認のプロセスというものが非常に重要で、不可欠ではないかと思えます。前回申し上げましたけれども、起業者が相談の際に持ち込んでくる定款案については、十分理解をしていなかったり、内容を誤解していたりということは、経験上多くあります。先ほど許認可についてのご意見もありましたけれども、やはり許認可とい

うのは、実際に許認可が必要ということ自体について事業を始めるときに理解されていない方も多いのが事実であります。実際に許認可を得なければならないものについてスタートしてしまう。こういった弊害もあるのではないかと思います。我々が発起人からの依頼を受けて定款を作成する場合には、発起人と相談を重ねて内容を詰めていきます。発起人も相談の過程を通じて定款内容の理解を深めて、また、自分が目指す事業のイメージも固めていきます。電子署名等のみで面前確認を代替するというようなことを認めてしまうと、公証人も含めて法律専門家とのコミュニケーションをとる機会が一切ないままに会社を設立することを許容することになると思います。そのようにして会社を設立した発起人が定款内容に沿って事業を適正に進めていけるのか、こういう部分について不安を覚えております。

また、資料の中で、「イ」として「デジタル技術で面前確認に代替する案」が示されておりますけれども、少なくとも発起人に署名させる文書を増やしたり、チェック式のものを埋めて法務局に提出したりすれば足りるというものでは、直接面前確認を行っている機能の代替には到底ならないと思います。公証人という第三者の目で双方向のやりとりを確保した上で発起人の真意をチェックするプロセスは大変重要なものではないでしょうか。もっとも、これも前回申し上げましたけれども、認証を受ける日に必ず面前確認の手続を義務付ける必要はありませんし、相談の過程を含めて定款認証のプロセス全体の中で公証人が発起人の意思等を確認することができればいいのではないかと考えます。面前確認の代替手段を考えるということであれば、面前確認で何を確認すべきなのか実質に着目した上で、公証人が発起人の真意等を確認できる場合には、面前手続を省略することを可能とする、これを検討すべき課題としていただければと思います。加えて、公証人が発起人とかねてから面識がある場合、専門資格者が代理人として実質的に関与している場合などには、ウェブ会議に代わって、例えば、発起人や専門資格者が公証人に動画を送ったり、電話で確認してもらったりするなど、双方向でのやりとりがあれば足りるということもあり得るのではないかと思います。

また、定款認証の見直しに関しては、定款手数料の大幅な引下げを求めるといった意見もあったように思います。ただ、定款の適法性の確保など、会社設立に不可欠な利益を得ながら、その価値を著しく低くみるのは、不当ではないかと思います。専門資格者も関わる高度な会社設立の事務であるということを前提に考えるべきではないかと思います。創業支援の観点からは、例えば、国の創業支援制度と連携して起業者の負担を軽くすることも考えられるかと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。後藤委員お願いします。

○後藤委員 この面前確認でそもそも何をやっているのかということなのですが、今までのご発言にも多少言及しながらコメントしたいと思います。まずは今の原田委員のご指摘なのですが、お話を伺ってしまして、発起人の面前確認で何をやっているかということと、公証人に持っていく前に、行政書士、司法書士等の専門資格者のアドバイスを受ける段階で何をやっているのかということが、少し混ざってしまっているのではないかと感じています。例えば、先ほど規制業法の話がありましたけれども、それについて行政書士がアドバイスをするのは結構なことだと思いますし、それこそが役割なのだろうと思っておりますが、それを行政書士がやれるのであれば、公証人がやる必要はないだろうというのが私

の基本的な考え方です。先ほどの話に少し戻ってしまいますが、システムのなところで、例えば、主な業法のリストがあるとすれば、何か事業目的にそれに当たるものが入った場合には、業法に引かかるので、許認可が必要ですが分かっていますかということが自動的に上がってくるようなシステムはできるのではないかという気がします。私は技術面の知見はありませんけれども、容易に想像がつくところです。また、行政書士にアドバイスをもらいながらやるということですが、先ほどの f r e e e さんの話でもありましたけれども、だいたい画面の右下か左下にチャットボックスのようなものがあって、そこで典型的な質問であれば自動的に A I が返してくれる、場合によってはオペレーターが対応してくれる、複雑になりすぎるとこれは個別に相談した方がいいですよといった捌きをしてくれるという意味では、システムでも、行政書士や司法書士がやられていた機能と同じようなことを果たすことができるように思われます。その意味では専門資格者の競争相手ということになってしまうのかもしれないけれども、行政書士が担当していることがそこでやれるのであれば、それは同じように扱われるべきだろうと思いますし、そこでやっていることは決して公証人による面前確認の話ではないように感じております。

では、面前確認で何をやっているのかということですが、先ほど鈴木委員が整理をされた適法性、会社法に合っているかという話。これはモデル定款の話であり、先ほどしたところかと思えます。マネロン・テロ資金の話は「第3」でやるとしておいておくとしますと、本人性の確認と真意性の確認という話が残ってくるかと思えます。本人確認が例えばマイナンバーカードだけでできるのかということ、それは確かにマイナンバーカードを誰が持ってきたのかという話が出てきてしまうので、おそらくそれをクリアしようとしているのが、本日事務局からご紹介をいただいた e K Y C の話だと思います。カードの持ち主がそのタイミングで写真を撮って私が今これを持って手続をしていますよということが確認できる仕組みとして、既にいろいろなところで使われているわけですが、それがまさに本人確認であって、カードがあるというだけではなく、持ち主が今そのカードを使って手続をしていますということが確認できる。それはまさに真意の確認ではないかと私は感じているところであります、これで確認できていない真意とは何なのかということは、抽象論ではなくて具体的に詰める必要があるように感じています。

そういうふうと考えていきますと、あと何が残るのかというところで、先ほど神作委員から警告機能というお話がありました。そのような議論がヨーロッパにあることは私も承知しているのですが、果たしてそれが現実に行われているのか、言ってしまうと法律学者が言っているだけではないのかという気がしているところであります。冒頭の f r e e e さんのお話であったのは、例えば、責任感の醸成という話があるのですが、それを公証人との面談の場でされたことは結局ないということでした。実態としては、そこに重きが置かれていないのだとしますと、例えば、責任感の醸成とか発起人の責任は重いということは、公証人の面前確認としてする必要はなく、例えば、登記をした時にパンフレットを配れば済む話ではないかという気がします。定款の中身の理解という話についても、しっかりと理解を促進することを考える必要があるという話が、先ほど梅野委員からもございましたけれども、例えば、発起人の責任は重いけれども取締役の責任だって同じように重いわけですし、それは合同会社であっても有限責任社員の責任は重いことは一緒です。会社法429条と会社法597条で第三者に対する損害賠償責任というのを負っていて、あな

たは非常に重い責任を負っているのですよ、ということは登記の段階で言えばいい話です。また、発起人の責任についても、設立手続が早く終わればその段階を早くクリアできるわけですから、その後の事業活動によって例えば消費者被害を発生させたような場合には、あなたは取締役として個人で損害賠償責任を負うのであって、有限責任の会社だからといって安心していいというわけではないということを、登記の段階で強調するというのを考えればいいわけであって、警告機能を公証人の面前確認という場でやらなければいけない理由はどこにもない。現在は、たまたまそういう手続があるから、そこでそういうことができるかもしれないというものに過ぎないのではないかなと思っているところでございます。

今はeKYCが創業支援サービスに組み込まれている例はないということでしたが、それは今現在それをやったところで何も起きないので、組み込むニーズがないわけですけど、それをやった場合にクリアできる手続があるのであれば、当然に組み込まれていくのではないかと考えておりますので、その枠組みを作るということは是非積極的に考えていただければと思っています。

○佐久間座長 ありがとうございます。増田委員お願いします。

○増田委員 私の立場からは、電子署名等のデジタル技術によってのみ、それだけで公証人の面前確認に代替するという方向には反対をいたします。株式会社の制度を信頼できるものとして維持していくためには、最低限、最初の入り口の会社設立の場面では専門家である公証人の実質的審査というチェック機能を残すべきだと考えております。デジタルにおいては、確かに本人であるとの確認はできるだろうと思います。ただ、それにとどまると思います。会社設立に関する実質的な意思の確認であるとか、審査まではできないと思っております。今後、フェイク動画も簡単に作られるような状況になりますので、動画だけで確認することでよいのかという問題がありますので、ウェブ上であっても実際にリアルにコミュニケーションをすることは重要なのではないかと考えています。

面前確認について問題のないケースでは、ウェブ会議を使うということで負担を軽減するというには賛成しますけれども、公証人の面前確認の在り方は、今までの反省も踏まえて、もっと今後しっかりと機能するように見直すべきだと考えています。代理人でもいい手続である、短時間で簡単に終わるものであるという認識や運用を改めていただきたいと思っております。面前確認では、公証人から発起人に対して、本人確認以外に、会社の事業目的や、ダミー会社であるとか別の違法な目的でないということ、それから、発起人の責任の認識ということを改めてしっかりと確認してもらおう。それを制度として明確にしたいと思っております。f r e e eさんから一部の公証役場がウェブ対応できていないという話がありましたが、現在、地方自治体もまだ十分なデジタル化がされていないということもありますので、これからの改善が期待できると思えますし、デジタル化というのは、方法が簡易になるということはもちろんですが、同時に質も向上すべきタイミングであると考えていますので、そのようなことを期待したいと思っております。

○佐久間座長 ありがとうございます。神作委員お願いします。

○神作委員 私は面前確認の問題については、2つの軸で考える必要があると思っております。まず縦軸として、定款の記載内容自体が一応適法かどうかという話と、それから先ほど来問題となっております、発起人が自ら本当に発起人になる意思があつて、当該定款に基づい

てその会社を設立し、通常、発起設立の場合は発起人の一部が取締役になると思われま
すけれども、その後、定款に従って会社を運営していくということについての意思確認と申
しますでしょうか、発起人の同一性の確認と設立意思の確認のレベルです。それから横軸
には、代理人が本人に代わってできるかという話と、それからデジタルの利用をどこまで
進めるかという認証の方法に関するレベルの話があって、それぞれ分析して考えていく必
要があると思います。

私は定款の内容自体の問題については、代理人によって行うこともできるし、デジタル
を最大限活用でき、面前確認はいらぬのではないかとすら思っております。他方で、ポ
イントは、発起人が本当に発起人として当該定款に基づいて会社を設立していく意思が
あるのかというところで、私は、この点については代理人の意思を確認しただけでは不十分
で、できれば面前確認で本人の意思を確認する必要性が高いのではないかと思います。も
ちろんその時にデジタルを最大限利用するということはあり得ると思えますけれども、後
藤委員からはご批判がありましたけれども、やはり警告機能のある程度発揮してもらおう
ということを期待するのであれば、双方・相互のコミュニケーション的な面前確認、もちろ
んデジタルで行っていただいても結構ですけれども、双方向のコミュニケーションがある
とよいと思います。

この点について1点だけ、少し細かな点ですけれども、面前確認以外の選択肢として、
発起人が設立意思等を宣明して録画等をした電子データを公証人に提出する、そしてそれ
を公証人が確認するという方法が提案されております。私は代理人に発起人の意思を確認
することには問題があると思えますので、代理人がするよりはまだ録画の方がよいと思
いますけれども、先ほど申しましたように、警告機能や意思確認をより高いレベルで行うと
いうことだと、双方向のコミュニケーションがあった方がよいと思います。そういう意味
では、代理人をどの局面でどこまで使えるかという話とリンクすると思えますけれども、
代理人の利用を認めるのであれば、本人が録画等をした電子データを提出するという方が
まだよいと思えますけれども、本人が面前に登場して公証人との間で双方向のコミュニ
ケーションができるというようなスタイルがより望ましいと考えています。

いずれにしても、発起人については、最上級審の判例及び通説は、いわゆる形式説をと
っております。定款に発起人として記載された者が発起人になるということになります。
さらに先ほども申しましたように、発起人の義務と責任は相当重くなっていることから、
発起人について、本当に発起人になるつもりがあるかということの意思確認は大事だと思
います。確かに発起人だけではなくて、取締役等もかなり重い義務と責任を負っているの
ですけれども、国が政策として起業を促進する以上は、やはり発起人には重い義務と責任
が伴うことはきちんと理解してもらわなければならないかと私は思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。関委員、堀委員の順序でお願いします。

○関委員 まず面前確認手続については、モデル定款を使用した場合は不要にすべきだと強
く考えております。そもそも面前確認手続において確認しようとしていることが、いろい
ろ事務局資料にも説明されていますし、あるいは委員の方々のお話も伺っているのですけ
れども、発起人の実在性とか設立意思、真意、いずれもeKYCを使って本人確認できる
という前提で考えると、例えば、登記所への定款の提出の仕組みの中にeKYCを入れる
のではないかと個人的なイメージはあるのですが、その過程の中で実現できることで

はないかと思えます。要するに、対面でないと確認できないことが何なのか、私は理解できないです。そもそも定款認証制度全体が自己目的化していないか、十分チェックする必要があるのではないかと考えています。事務局資料の中にもありますように、代理人による面前確認手続が広く可能とされている運用実態等を考えると、少なくともモデル定款を使った場合に定款認証自体不要とすべきだと思いますし、それに伴って、面前確認手続も不要とすべきだと考えています。

○佐久間座長 ありがとうございます。堀委員お願いします。

○堀委員 面前確認手続については、本会議の最初の頃に、定款認証の中で公証人が面前確認をするといっても数分で終わってしまうようなケースであるとか、形骸化しているケースがあるというご報告があったことが前提だと思いますので、何かそれが唯一無二の方法で、それは絶対に必要な手続なのだとするところの実態が前提からして違うのかなと思いましたが、そもそも現状で代理人が面談すればいいということでもあるので、直接的な面談を義務付けるであるとか、むしろ面前確認を強化するような方向性での議論というのは、この起業家の負担を軽減するために何ができるのかということのを少しでも考えようという検討会の趣旨からすると、先祖返りになっているようなお話と受け止めております。

本人確認と発起意思の確認が2つ必要であるということは、今までの検討会で分かってきたことです。本人確認については、今はeKYC、それからマイナンバーカードを用いた確認ということで、国も、あるいは他の制度でも本人確認を完了しているということから、これで不十分だというようなことはないだろうと思います。残るのは発起意思の確認ということですが、これだけデジタルな意思表示、契約の形態も含めて、様々なデジタルな意思表示の方法が有効として取り扱われている現状がありますので、デジタルだから意思表示に欠けるということはないはずで、もしご懸念をいただいている先生方の総意を総合すると、会社法に基づく株式会社を作ることが大事なのだということを理解した上での意思表示が重要なのだということに力点があるとするならば、むしろ重要事項の説明をオンラインでどうできるかということに担保すべきだろうと思います。本日、事務局からご説明のありました資料13-2の14ページの仕組みで、不動産売買契約における重要事項説明もITで完結しており、これで十分理解していただいているという現状からすると、そうした説明方法もデジタルで完了し、そして本人が発起意思を示してオンラインで、例えばマイナンバーカード、JPKIで認証して手続に至るということでも、他の制度と比較して全く遜色がない手続になるのではないかと感じました。したがって、私の意見としては、「第2」の論点についても「イ」の立場をとることができ、それによって具体的に懸念されるところを1つ1つ積み上げていくことによって実現可能であろうと考えています。

○佐久間座長 ありがとうございます。梅野委員お願いします。

○梅野委員 今、堀先生にご指摘いただいたように非常に難しい問題だと思います。デジタルで全てができるのか、あるいはアナログも残した方が今の段階ではいいのかという問題だと思いますけれども、私は後者の考えでございまして、従前ご発言を申し上げたところではありますが、立場をもう一度説明させていただきます。

前回の会議等でも申し上げたとおり、消費者犯罪等に使用される可能性に鑑みて、不正な起業・会社設立の抑止という機能は軽視できず、公証人による面前確認によって、発起

人の実在・設立意思の確認、会社設立の真意の確認をすることは、引き続き重要であると考えています。その上で、本日の資料の「第2」の1(2)で列挙されている負担軽減策には、法改正を必要とするものもあると思いますが、検討することに異存はございません。他方で、専らデジタル技術の活用により面前確認に代替させる方法や、面前確認の代替策を電子署名のみとする方法につきましては、発起人の真意の確認や会社設立の実質的意思のチェック、違法な起業の抑止といった定款認証が果たすべき機能が十分に代替できないのではないかと考えております。設立意思、会社設立の真意の確認が必要と考えるのは、まずは発起人とされている人が勝手に名前を使われていないか、それに伴い発起人の責任を負わされることがないかという、本人の保護を意図するものです。これとともに、マイナンバーカードや暗証番号の盗用といった犯罪行為を介して第三者になりすまして会社を設立し、それが消費者犯罪等に利用され被害者が発生することを防ぐという、潜在的被害者の発生を少しでも防ぎたいという意図もございます。後者は、自己名義を盗用された被害者の観点からマイナンバーカードを選択しなければいいという本人保護の問題ではなく、そのような犯罪が現に行われていることから、そのような経緯で設立された会社が利用されることによる消費者被害等を防ぎたいという意図でございます。この点、本日、ご紹介いただきましたeKYCについては、本人確認のために非常に有効な仕組みであると理解をいたしました。ただ、これを突き詰めると、実質的な意思確認、真意のチェックに代替できるものにはまだなっていないのではないかと理解しております。これと真意のチェックをうまく組み合わせる仕組みを構築することが将来的にできれば、現在の定款認証等に代替する有力な手段となり得るように思った次第です。

次に、その他に代替的な方策について考えられる案がないかという点については、前回も申し上げましたけれども、定款認証が果たすべき本来の機能に鑑みれば、今回の検討等の逆方向とのご指摘もいただきましたけれども、むしろ面前確認を強化、実質化すべき場合もあり得るように思いました。例えば、資格者代理人が関与している場合については、懲戒制度等による一定の担保があり、また、本人確認を要するとするとかなり負荷がかかることとなりますので、そこまで見直す必要はないのではないかと考えます。けれども、資格者代理人が関与している場合以外の面前確認については、公証人が発起人本人と行うというような方向、代理人による手続は認めないという方向の見直しも1つ考えられることなのかもしれないと、今回の検討会における議論をお聞きして思った次第です。もちろん、この場合には発起人が外国人の場合はどうするかといった技術的な問題もあると思いますので、より突っ込んだ検討が必要になるだろうと思います。

○佐久間座長 時間が随分限られる状況になってまいりましたので、「第2」については、一通りご意見伺ったということで、これで終わりにさせていただきます。なお、追加のご意見がありましたら、会議後に事務局にメールでお伝えいただくことにしたいと思います。

次に「第3」に関して、具体的課題として2つ挙げていますが、6ページに記載した点は、定款の法令適合性に関する実質審査の在り方でありまして、ここまででご意見を伺えたと考えております。そのためにもう1つの点、マネロン対策に関連する実質的支配者の確認に関しまして、しかも議論の方向性としては、現在は公証人が実質的支配者を確認しているところ、それをやめるか否かという検討ですので、それをやめるとするならばどうするかというご意見もありましたら、お伺いしたいと思います。実質的支配者の確認がそ

もそもいらないのではないかと、あるいは確認はこういう方法でいいのではないかとという点など、伺いたいと存じますが、いかがでしょうか。鈴木委員お願いします。

○鈴木委員 F A T Fの法人格の悪用防止の要請ということをお案じますと、入口ともいえる設立段階でのマネロンのチェックは不可欠であると考えます。現状の仕組みとしては公証人の定款認証で行っていますが、定款認証をなくした場合に、どこでどのようにやるというところの代替策はなしという選択はあり得ないと思っています。一応の代替策として、法務局での登記審査の一環として行うということが考えられなくはありませんが、これは登記官の審査権限など様々な登記制度に波及するものといえます。そもそも起業家の負担軽減促進という観点からも、登記が完了して銀行口座が開設されてビジネスが実質的にスタートできるということを考えますと、マネロンのチェックを法務局が担うとなれば、今以上に登記完了までの時間がかかる可能性が非常に高く、本末転倒になるのではないかと考えております。つきましては、こちらについては、少なくとも現時点では公証人の定款認証の場面で行うのが相当であると考えます。

○佐久間座長 代替であり得るとすれば、法務局の登記審査の場面だろうと。しかし、それは難しかろうということですね。では後藤委員をお願いします。

○後藤委員 この実質的支配者の話ですが、何か代わるものが必要であるというのは鈴木委員のご指摘のとおりで、F A T Fとの関係を考えましても、ただゼロにすることは難しいと考えております。では、今現在、定款認証の段階で何をやっているかということ、以前に参考資料4としてお配りいただいた日本公証人連合会の実質的支配者の申告書の様式ですが、これは実質的支配者となるべき者の申告書を出してもらって、その書類が登記所に行くというものと私は理解しています。そうすると、そこで何が要求されているかといいますと、実質的支配者となるべき者の本人特定事項、特に自然人である場合には誰かということを書いて、それに実質的支配者該当者の根拠資料を求めると。定款以外の資料なしの場合には、例えば、免許証であるとかマイナンバーカードを添付するということが書かれているのですが、それで尽きているのだとすると、全ての発起人のマイナンバーカードが揃っていれば、それで足りるということになるのではないかと思います。そうすると、今のシステムにどう組み込むかということとは別とすれば、発起人として定款に書かれている人たちがこの人たちで、その人たちのマイナンバーカードによる本人確認が取れてマイナンバーカードはこれですというものが提出されていけば、それで終わるはずで。資料が揃って出てくるということを確認できさえすればいいと思いますので、公証人の定款認証にこだわる必要は必ずしもない。この情報がどこかで上がってきて、登記所に来るといことさえ確保できる手続を考えればいいと考えております。

○佐久間座長 今のご発言に関して、少し事務局からご説明いただけますか。

○藤田課長 現行の公証人による実質的支配者申告制度と、類似のものである法務局の実質的支配者リスト、いわゆるB Oリスト制度について説明させていただきます。まず、株式会社の定款認証の際には公証人が実質的支配者の審査を行います。その審査資料は公証人限りで保存され、登記申請の際に法務局には行かない仕組みとなっています。そして、公証人と法務局が行っている各制度の違いとしては大きく2つあり、1つは審査の範囲・権限が異なります。法務局は提出された定款等の書類に基づく形式的な審査・確認しかできませんが、公証人は、書類のみでなく、出資者、融資先、取引先といったところの実質

的な支配的影響力の有無を確認・調査し、必要な質問や資料提出を求めることができます。もう1つは、実質的支配者について、暴力団勢力あるいはテロリスト関係者に関する照合リストを持っているかという点も両者の違いであり、日本公証人連合会では関係機関と連携してそういった情報を整備し、公証人による個別の定款認証の際にリスト該当性の照会・照合を行っていますが、法務局ではそういった情報を持っておりませんので、そういった対応はしていません。そのような制度の違いを前提に、ご議論いただければと思います。

○後藤委員 ご説明どうもありがとうございます。認識が不足していたということが分かりました。発起人の情報は出てくるとしても、あとは融資先であるとか、テロリストのリストとの照合というのは、それはどこかでやらなければいけないというのはそのとおりかなと思います。けれども、それをここでやるのがいいのかという話がやはりあり、何か代替のものを作るということを考えていただければと思います。

他方で、今現在は株式会社でしかやっていないというのは、非常に大きな穴が空いていると思っておりまして、この際、合同会社についてもFATFの要請にしっかりと対応できるようなものを、ただ登記所の負担にならないような形で作るということは考えていくべきではないかと思えます。前も申し上げましたけれども、今の株式会社の設立段階だけの実質的支配者の確認があるからいいという話では決してないわけであって、むしろ本体の方をしっかりと対応する。その中で、定款認証のこちらの機能をそちらに移していくという方向でお考えいただくのが一番いいのではないかと思っております。

○梅野委員 後藤委員が言及された合同会社も含めていくべきということは同感でございます。現時点においては、先ほど事務局からご指摘があったように、テロリストであるとか反社のチェックを公証人が警察庁などと連携して行うという機能が設立段階において非常に有効に働いていると思えます。それは、設立段階において公証人による認証手続がマストであるために、必ずそのルートを通ることになる。その結果、設立段階においては、このFATFで必要とされるチェック機能が働きます。ですから、今後この制度を変えることを検討するに当たっても、必ず申告がなされる、チェックができるという体制を整えることが必要で、必ずしも公証人が主体になってやる必要はないということはそのとおりだと思いますけれども、例えば、これをしない限り会社を設立できないという体制を整える必要があります。英米法等では、会社が申告するようなシステムがあるようですけれども、必ずしもそれが履行されるとは限らない以上、それをどうやって確保するのかについて、さらに検討が必要だろうと考えています。

○佐久間座長 ありがとうございます。時間の関係上、ここまでで終えさせていただきますが、最後に次回に進むにあたっての確認ですけれども、今までのご発言からすると、現在の公証人による実質的支配者の確認の機能や仕組みは必要だということだと思いますが、それもいらないという方はおられないということでもよろしいですか。そもそもなくなっても問題ないという方はおられませんね。

○関委員 申告先の変更は必要だろうとは思いますが。

○佐久間座長 そもそも実質的支配者の確認、例えば、反社やテロリストのチェック自体がいらないとか、もうなくなっても仕方がないというお考えの方はいないということでもよろしいですか。

(異議なし)

はい、承りました。ありがとうございました。

それでは時間がまいりましたので、本日ご発言いただくおつもりであったことが、時間の関係でご発言いただけなかったというところが特にございましたら、次の検討会の準備の関係がございますので、12月1日までにメールで事務局にご連絡いただければと存じます。それらも踏まえまして、次回までに座長の私と事務局とで相談いたしまして、年内の取りまとめに向けたたたき台を検討し、次回ご提示したいと思います。

終わりに、次回の議事日程等について事務局から説明をお願いいたします。

- 藤田課長 次回第4回会議は、12月12日午前10時からを予定しています。次回の進行については、本日いただいたご意見を踏まえ、座長と相談して改めてご連絡いたします。座長からお話がありましたとおり、追加のご意見があれば12月1日までに事務局までご提出いただければと思います。なお、本日の会議については前回同様、速やかに議事録を公開したいと思いますので、ご協力をお願いします。また、議事録公開までの間は、自らのご発言部分を除きまして対外的に明らかにすることがないようにお願いいたします。
- 佐久間座長 時間延長となり申し訳ございませんでした。それでは、本検討会の第3回会議を閉会いたします。本日も、熱心なご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

—了—